

さいたま市告示第410号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、都市公園の設置について、次のとおり告示する。

令和8年3月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 設置する公園

番号	名称	位置（面積）	区域	供用開始の期日
1	丸ヶ崎改良公園	さいたま市見沼区 丸ヶ崎土地区画整理事業 3 3 街区 （面積0.23ha）	別添図面 のとおり	令和8年3月11日

案内図

1/2500

公園の名称 : 丸ヶ崎改良公園
公園の所在 : さいたま市見沼区丸ヶ崎
土地区画整理事業33街区

